

## 沼津市空き家等残置物処分事業補助金の申請の手引き

### 1. 補助対象となる空き家

沼津市空き家バンクに登録可能と判断されたもの

### 2. 補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 空き家等の所有権を有する者
- (2) 補助金確定を受けた日から、2年以上、空き家バンクへの登録等により売却や賃貸の意思を示すことを約した者、もしくは申請した日の年度内(3月31日まで)に空き家等を除却する者
- (3) 当該空き家等を3親等以内の親族に売却や賃貸しない者
- (4) 住民税非課税世帯に属する者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 暴力団員等又はそれらと密接な関係を有するものでない者
- (7) 交付申請した日の属する年度内に完了することができる者

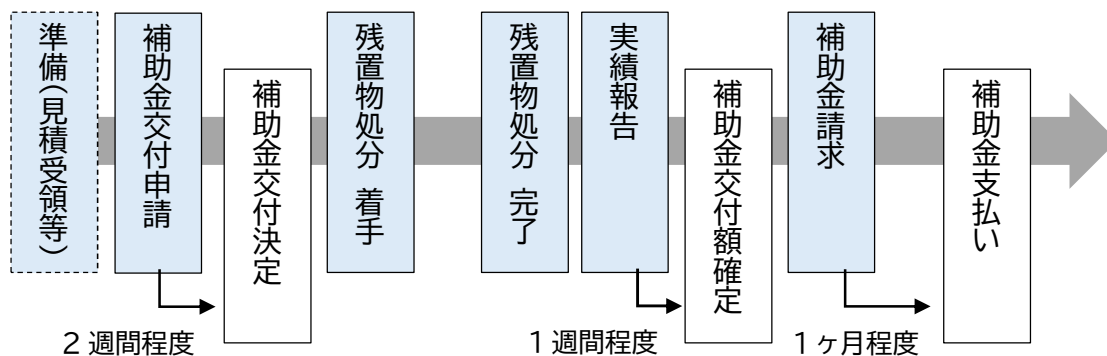
### 3. 補助対象経費

空き家等に残置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨、その他家財道具等の処分に要する費用

### 4. 補助額

補助対象経費(消費税及び地方消費税を含む)に2分の1を乗じて得た額(上限15万円)ただし、補助対象経費(消費税及び地方消費税を含む)の総額が10万円以上のものに限る

### 5. 補助申請の流れ



## 6.補助金交付申請時に提出するもの

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助対象者の住民票の写し
- (3) 補助対象空き家の登記事項証明書又は固定資産税評価証明書
- (4) 住民税非課税世帯に属する者であることを証する書類の写し
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類の写し
- (6) 残置物処分に係る見積書(処分に係る内訳を含む)
- (7) 処分対象となる残置物の現況写真
- (8) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (9) その他、市が提出を求めた書類

## 7.実績報告時に提出するもの

- (1) 補助金実績報告書(第6号様式)
- (2) 残置物処分に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 残置物処分の実施中及び実施後の状況がわかる写真
- (4) 沼津市空き家バンク制度登録通知書などの写し、もしくは空き家等の除却に係る契約書の写し及び除却完了後の写真
- (5) その他、市が提出を求めた書類

## 8.注意事項

- ・必ず事業着手する前に補助金交付決定を受けてください。契約締結など既に残置物処分に着手している場合は補助金交付申請ができません。
- ・補助金交付決定を受けた後に内容変更や中止する場合は、すみやかに市に申し出て、承認を受けてください。
- ・申請した日の年度内(3月31日)までに登記完了させて実績報告していただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

★予算の範囲内での事業となりますので、予算が終わり次第受付終了となります。

### 問合せ 申請書提出先

沼津市 都市計画部 建築住宅局  
住宅政策課 空き家・耐震対策係  
TEL:055-934-4885  
FAX:055-934-2310